

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十條第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）と断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合するものを含まないものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる物質並びにダイオキシ</p>	<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十條第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）と断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合するものを含まないものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる物質を含む水底土砂（</p>

ン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）